

議案第150号

松阪市立認定こども園条例の一部改正について

松阪市立認定こども園条例（令和元年松阪市条例第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月6日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市立認定こども園条例の一部を改正する条例

松阪市立認定こども園条例（令和元年松阪市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表松阪市立中川こども園の項の前に次のように加える。

松阪市立みなみこども園	松阪市小片野町2304番地2	40
-------------	----------------	----

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 認定こども園に係る入園の手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 施行日の前日に松阪市立みなみ保育園に在籍しており、施行日において子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもであるものは、施行日において松阪市立みなみこども園に入園したものとみなす。ただし、松阪市立みなみこども園への入園を希望しない者については、この限りでない。